



板倉町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月20日

板倉町長

板倉町条例第14号

板倉町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

板倉町道路占用料徴収条例（平成10年板倉町条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表の表を次のように改める。

別表（第2条関係）

道路占用料金

占用物件				単位	料金 (円)
法第3 2条第 1項第 3号に 掲げる 施設	自動運行 補助施設	法第2条第2項第 5号に規定する自 動運行装置による 検知の対象として 設置する導線その 他線類	地下に 設ける もの	長さ1メ ートルに つき1年	2
			その他 のもの		8
		道路の構造又は交通の状況 を表示する標示柱その他の 柱類		1本につ き1年	610
		その他のもの		上空に 設ける もの 地下に	占用面積 1平方メ ートルに つき1年

			設ける もの	
	その他のもの			760
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積 1平方メ ートルに つき1年	760

附 則

この条例は、公布の日から施行する。